

和光市職員団体との交渉【概要】

- 1 日時 平成25年10月3日（木）10:00～11:15
- 2 場所 研修室
- 3 出席者 和光市4名 職員団体：9名
- 4 協議事項

(1) 50歳台後半層における給与水準上昇を抑制するための昇給・昇格制度の見直しについて

●市の提案

昨年、人事院の勧告はあったものの、国の動向がなく先送りとなった。しかし、国は平成25年1月より昇格対応表を改定し高位の号給から昇格した場合の給料月額増額幅の縮小を実施。また、平成26年1月より55歳を超える職員は標準の勤務成績では昇給停止とする制度を実施することとなった。市としては、人事院勧告準拠の観点からしても平成26年4月1日施行を提案する。

あわせて管理職手当の条例改正も提案する。手当額自体の変更はなく、上限額を条例で定めるための改正。

●団体の意見

- ・昇給抑制や昇格見直しについては職員の生活に大きな影響を与えること。また、今年は特例措置に伴う減額も実施していることから、これ以上の削減は団体としては受け入れられない。
- ・特例減額は人事院勧告に基づかない措置にもかかわらず市は実施した。また、管理職は平成24年度から2年間、期末勤勉手当の3%の削減も実施した。これら人事院勧告によらない減額をしていることから均衡の原則は崩れており、人事院勧告に準拠するのではなく和光市の実情を考慮して検討してもらいたい。
- ・人事院勧告は民間との均衡性を示し、和光市は今まで人勧準拠で給料削減など実施してきた。すなわち民間との給料の均衡が保たれてきた状態であったが、今年においては特例減額があったため、民間より給料が下回っていることから、実施する必要はないと考える。
- ・人事院勧告に準拠した抑制措置等をとるのであれば、地域手当も国が示している15%へ引き上げて欲しい。

(2) 持家にかかる住居手当の廃止について

●市の提案

従前からの協議事項。持家にかかる住居手当について、廃止あるいは段階的な廃止を提案。

全国的にも廃止が進んでいる中、県内の状況は、H24.4.1現在で33市5町村が支給しており5市・19町村が廃止している。国は官舎があり地方とは制度の違いがあることは認識しているが、民間企業においても手当自体あまりない状況であることから、県内の状況を踏まえ持家にかかる住居手当の廃止を提案する。

なお、和光市の現状として、該当職員は約400人中、146名。

●団体の意見

- ・民間の場合、社宅制度や引越費用の支給など住居手当以外の支援がある。
- ・消費税8%になることが決定し、これから持家を考えている職員にとって影響は大きい。
- ・廃止ありきということではなく和光市の実情を考慮し検討してもらいたい。
- ・以前の住居手当では、最初の5年間は8,500円だった。今7,000円まで下がってきているわけで、せめて今の7,000円は残してもらいたい。

●結果

- ・協議事項(1)、(2)ともに双方再検討し、引き続き協議を行う。